



山形県公報

平成15年5月27日(火)
第1443号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                 |     |
|----------------------------------|-----------------|-----|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....        | (健康福祉企画課) ...   | 709 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....           | (同) ...         | 710 |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....           | (同) ...         | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....        | (同) ...         | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....           | (同) ...         | 711 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....      | (村山総合支庁福祉課) ... | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....  | (同) ...         | 同   |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....              | (同) ...         | 712 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | (同) ...         | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | (最上総合支庁福祉課) ... | 同   |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 政治団体の設立.....        | 713 |
| 政治団体の届出事項の異動.....   | 同   |
| 資金管理団体の指定.....      | 714 |
| 資金管理団体の届出事項の異動..... | 同   |

### 公 告

|                               |                      |     |
|-------------------------------|----------------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....                | (情報企画課) ...          | 715 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....             | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 716 |
| 平成15年度教科書展示会の開催.....          | (教育委員会) ...          | 718 |
| 平成16年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施..... | (同) ...              | 719 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第565号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年5月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地             | 廃止年月日      |
|-----------|------------------------|------------|
| 桂 医 院     | 東田川郡櫛引町大字桂荒俣字下桂105番地の2 | 平成15. 3.31 |

|         |              |   |      |
|---------|--------------|---|------|
| 関川内科医院  | 山形市相生町8番地の61 | 同 | 4.30 |
| 五十嵐歯科医院 | 鶴岡市睦町17番5号   | 同 |      |

## 山形県告示第566号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年5月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地             | 指定年月日    |
|----------------|------------------------|----------|
| 矢口歯科分院         | 山形市蔵王半郷566番地           | 平成15.5.1 |
| ゆう薬局朝暘店        | 鶴岡市朝暘町26番地の14          | 同        |
| 医療法人社団 五十嵐歯科医院 | 同 睦町17番5号              | 同        |
| 中川メンタルクリニック    | 山形市十日町三丁目1番40号         | 同        |
| 桂 医 院          | 東田川郡櫛引町大字桂荒俣字下桂105番地の2 | 同        |

## 山形県告示第567号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成15年5月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地    | 指定年月日    |
|-----------|---------------|----------|
| 阿部接骨院     | 寒河江市新山町1番地の10 | 平成15.5.1 |
| 池田治療所     | 酒田市駅東一丁目4番1号  | 同 5.20   |

## 山形県告示第568号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年5月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地  | 廃止年月日     |
|-------------------|---------------|-------------|-----------|
| 庄内医療生活協同組合 鶴岡協立病院 | 通所リハビリテーション   | 鶴岡市文園町9番34号 | 平成15.4.30 |

## 山形県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年5月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称                      | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日      |
|--------------------------------|---------------|--------------------|------------|
| 指定短期入所生活介護事業所<br>特別養護老人ホームあこがれ | 短期入所生活介護      | 天童市大字荒谷1973番地の1345 | 平成15. 5. 1 |
| 指定通所介護事業所 デイサービスセンターあこがれ       | 通 所 介 護       | 同                  | 同          |
| 指定訪問介護事業所 ヘルパーステーションあこがれ       | 訪 問 介 護       | 同                  | 同          |
| 社団法人山形県接骨師会<br>しらい介護支援事業所      | 居 宅 介 護 支 援   | 山形市蔵王半郷265番地の18    | 同          |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院           | 通 所 介 護       | 鶴岡市文園町9番34号        | 同          |
| グループホーム「コスモス」                  | 痴呆対応型共同生活介護   | 同 茅原西茅原112番6号      | 同          |
| 天童福祉厚生会中央ケアプランセンター             | 居 宅 介 護 支 援   | 天童市東本町一丁目9番20号     | 同 5.12     |

## 山形県告示第570号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年5月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの種類   | 廃止年月日      |
|----------------------------------------|--------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>北海道札幌市清田区真栄5条二丁目1番5号 | 訪問看護ステーションハッピー山形<br>山形市下条町二丁目1番15号   | 訪 問 看 護     | 平成15. 5. 1 |
| 株式会社レンタルステーションアズミ<br>宮城県多賀城市町前三丁目6番24号 | ダスキンレントオール山形中央ステーション<br>山形市白山二丁目1番7号 | 福 祉 用 具 貸 与 | 同 3.31     |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>北海道札幌市清田区真栄5条二丁目1番5号 | ハッピー山形<br>山形市下条町二丁目1番15号             | 福 祉 用 具 貸 与 | 同 5. 1     |

## 山形県告示第571号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年5月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地       | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地       |                   | 変更年月日    |
|---------------------------|-----------|-------------------|-------------------|----------|
|                           |           | 変更前               | 変更後               |          |
| 株式会社天童運送<br>天童市一日町三丁目3番3号 | 福祉用具貸与    | 有限会社天童運送タートル福祉用具部 | 株式会社天童運送タートル福祉用具部 | 平成15.4.1 |
|                           |           | 天童市清池字藤段1371番地1   |                   |          |

## 山形県告示第572号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年5月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                          | 指定年月日     |
|--------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人天童福祉厚生会<br>天童市大字矢野目150番地 | 天童福祉厚生会中央ケアプランセンター<br>天童市東本町一丁目9番20号 | 平成15.4.30 |

## 山形県告示第573号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年5月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地           |                    | 変更年月日    |
|----------------------------------------|-----------------------|--------------------|----------|
|                                        | 変更前                   | 変更後                |          |
| 社会福祉法人大江町社会福祉協議会<br>西村山郡大江町大字左沢887番地の2 | 大江町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 |                    | 平成15.4.1 |
|                                        | 西村山郡大江町大字左沢882番地の1    | 西村山郡大江町大字左沢887番地の2 |          |
| 社団法人山形県接骨師会<br>山形市五日町15番10号            | 社団法人山形県接骨師会加藤事業所      |                    | 同 5.1    |
|                                        | 上市市河崎二丁目7番25号         | 上市市金生西一丁目5番15号     |          |

## 山形県告示574号

介護保険法(平成9年法律123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年5月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                 | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|---------------------------|-----------------------------|-----------|-----------|
| 有限会社ダイドー<br>上市市下生居194番の1地 | 神室ふくすけの家<br>最上郡金山町大字金山274-1 | 通所介護      | 平成15.5.16 |

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

山形県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成15年5月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

その他の団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名  | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日       |
|--------------|---------|--------------------|----------------------|-------------|
| 安藤茂雄を励ます会    | 阿 部 喜一郎 | 安 藤 秀 也            | 西村山郡朝日町上郷1365 - 2    | 平成15 . 4.17 |
| 大久保利之後援会     | 若 月 洋   | 伊 藤 二 雄            | 米沢市塩井町塩野2139         | 同 4.17      |
| 青海川まさのぶ後援会   | 杉 本 弘   | 須 永 興司郎            | 東置賜郡高畠町大字糠野目1702     | 同 4.17      |
| 能登山幸喜後援会     | 富 樫 弘 喜 | 高 橋 ゆう子            | 飽海郡松山町字肴町4 - 17      | 同 4.21      |
| 寒河江市西村山郡医師連盟 | 渡 辺 徳 夫 | 和 田 潤 一            | 寒河江市六供町2 - 5 - 13    | 同 4.24      |
| 吉宮茂後援会       | 齋 藤 昭 一 | 内 藤 孝 一            | 東田川郡立川町大字肝煎字中田11 - 2 | 同 4.25      |
| 加藤信明後援会      | 阿 部 隆 雄 | 那 須 哲 雄            | 東根市大字蟹沢1714 - 35     | 同 4.28      |
| 村上順一後援会      | 三 浦 嘉 七 | 半 澤 重 幸            | 東田川郡立川町大字三ヶ沢字堰南19    | 同 4.28      |

山形県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成15年5月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

政 党

| 政治団体の名称        | 異 動 事 項    | 内 容              |                 | 届出年月日          |
|----------------|------------|------------------|-----------------|----------------|
|                |            | 新                | 旧               |                |
| 自由民主党山形県ときわ会支部 | 会 計 責 任 者  | 安 藤 栄            | 木 村 吉 広         | 平成<br>15. 4.14 |
|                | 主たる事務所の所在地 | 山形市城西町3 - 15 - 6 | 山形市香澄町1 - 1 - 1 |                |

## その他の団体

| 政治団体の名称   | 異動事項       | 内 容        |             | 届出年月日          |
|-----------|------------|------------|-------------|----------------|
|           |            | 新          | 旧           |                |
| 島田友市後援会   | 代 表 者      | 飯 沢 栄 一 郎  | 佐々木 惣右工門    | 平成<br>15. 3.19 |
|           | 会 計 責 任 者  | 安 部 正 己    | 梅 津 安 孜     |                |
| 黒沢いわお後援会  | 代 表 者      | 工 藤 正 彦    | 寒 河 江 達     | 同<br>3.25      |
|           | 会 計 責 任 者  | 鈴 木 與次右門   | 鈴 木 雅 博     |                |
| しんどう正明後援会 | 代 表 者      | 荒 川 精 一    | 進 藤 正 明     | 同<br>3.28      |
| 小野寺良寛後援会  | 代 表 者      | 小 野 寺 久 雄  | 小 野 寺 長 一   | 同<br>4.14      |
| 佐藤力後援会    | 代 表 者      | 水 落 直 治    | 後 藤 政 男     | 同<br>4.16      |
| 小松さだとし後援会 | 会 計 責 任 者  | 佐 藤 潔      | 森 田 中       | 同<br>4.17      |
| 後藤源後援会    | 主たる事務所の所在地 | 米沢市金池1-4-7 | 米沢市中田町504-8 | 同<br>4.22      |
| のと淳一後援会   | 代 表 者      | 安 達 毅      | 平 山 繁       | 同<br>4.23      |

## 山形県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成15年5月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|-------|-----------|--------------|--------|------------|
| 枝松直樹   | 上山市議  | 枝松直樹後援会   | 上山市金生西1-7-19 | 枝松直樹   | 平成15. 3.24 |
| 鈴木光一   | 朝日町議  | 鈴木光一後援会   | 西村山郡朝日町大字和合6 | 鈴木光一   | 同 3.27     |

## 山形県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成15年5月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 異動事項       | 内容            |           |
|-----------|-------|------------|---------------|-----------|
|           |       |            | 新             | 旧         |
| 阿部寿一      | 酒田市長  | 主たる事務所の所在地 | 酒田市東大町1-48-29 | 酒田市若原町5-2 |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ヘルプデスク業務の委託について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年5月27日

山形県知事 高橋和雄

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成15年6月6日(金) 午後2時

### 2 入札に付する事項

- (1) 委託をする業務の名称及び数量 ヘルプデスク業務 一式
- (2) 委託をする業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成15年6月9日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該業務に関し、国の機関または地方公共団体からの受託実績があり、これらをすべて誠実に履行していること。
- (3) 当該業務に関し、履行場所への常駐要員が確保されていること。
- (4) 当該業務に関し、履行場所への常駐要員の派遣のみならず、事業者における組織的な支援体制が整備されていること。
- (5) 8の(1)により提出された必要書類により常駐要員の資格等の条件及び組織的な支援体制等が満たされ、業務が確実に履行できることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進係 電話番号023(630)2098

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の芋から允に係る事項を明示した書類その他必要な書類（以下「必要書類」という。）を平成15年6月3日（火）午後3時までに提出すること。この場合において、必要書類を提出した者は、開札日の前日までに必要書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、業務委託手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については、入札説明書による。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の一般公募を次のとおり行う。  
平成15年5月27日

山形県知事 高 橋 和 雄



1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                          | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                         |                                         |                                         | 敷金          | 摘要          |                                         |
|----------------|------------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------------------|
|                |                              | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え、153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え、178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え、200,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が200,000円<br>を<br>超え、238,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパ<br>ート1号 | 長井市台町3 -<br>1                | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,600<br>円             | 16,500<br>円                             | 19,500<br>円                             | 22,600<br>円                             | 26,100<br>円 | 29,900<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                |
| 同 小国アパ<br>ート1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3 -<br>3 - 9 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 12,900                  | 15,600                                  | 18,500                                  | 21,300                                  | 24,600      | 28,300      |                                         |
| 同 小国アパ<br>ート2号 | 同 3 - 8                      | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 13,800                  | 16,800                                  | 19,800                                  | 22,900                                  | 26,500      | 30,400      |                                         |
| 同 飯豊アパ<br>ート   | 同 飯豊町<br>大字萩生3,893<br>- 3    | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,800                  | 18,000                                  | 21,300                                  | 24,500                                  | 28,300      | 32,500      |                                         |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年6月2日から6月12日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年6月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課

## 5 入居の時期 平成15年7月上旬

平成15年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成15年5月27日

山形県教育委員会

委員長 安孫子

博

## 1 教科書展示会の開始の時期

- 平成15年6月20日(金)
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 (各日午前9時から午後4時45分までとする)
- 3 会場及び展示内容

| 教科書センター 所在地・名称                              | 展示する教科書の区分                          |
|---------------------------------------------|-------------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター              | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 山形市城西町二丁目2の15<br>山形市総合学習センター                | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |
| 上山市けやきの森1番1号<br>上山市立南小学校                    | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>村山教育事務所                | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター                | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |
| 新庄市大字金沢字大道上2034番地<br>最上教育事務所                | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 米沢市金池三丁目1番55号<br>米沢市教育研究所                   | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜教育事務所                    | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 鶴岡市文園町1番8号<br>鶴岡市教育研修所                      | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 酒田市中央西町2番59号<br>酒田市総合文化センター内<br>酒田市理科教育センター | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |

平成16年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成15年5月27日

山形県教育委員会

教育長 木村

宰

- 1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

| 校種・職   | 教科・科目                                     | 選考区分          | 採用見込数 |
|--------|-------------------------------------------|---------------|-------|
| 小学校教諭  |                                           | 一般選考          | 約70名  |
| 中学校教諭  | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭              | 一般選考          | 約50名  |
|        | 英語                                        | 一般選考及び社会人特別選考 |       |
| 高等学校教諭 | 国語、「日本史・世界史」、地理、公民、数学、物理、化学、生物、保健体育、音楽、農業 | 一般選考          | 約30名  |
|        | 英語、電気、機械、看護                               | 一般選考及び社会人特別選考 |       |

|          |           |       |                   |     |
|----------|-----------|-------|-------------------|-----|
|          | 助教諭       | 電気、機械 | 一般選考及び<br>社会人特別選考 |     |
| 盲・聾・養護学校 | 小学部<br>教諭 |       | 一般選考              | 約5名 |
|          | 中学部<br>教諭 | 数学、理科 | 一般選考              |     |
| 養護教諭     |           |       | 一般選考              | 約5名 |

(注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。

2 中学校及び高等学校の国語、数学又は英語受験者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ高等学校及び中学校を併願することができる。(ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成16年3月31日までに取得する見込みの者に限る。)

## 2 志願者の資格

### (1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状（盲・聾・養護学校においては盲・聾及び養護学校教諭の普通免許状及び該当学部の教諭の普通免許状）若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は平成16年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者にあつては大学（短期大学を除く。）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者とする。

### (2) 社会人特別選考の志願者の資格

次のイからハまでのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状を有する者又は平成16年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者にあつては大学（短期大学を除く。）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。

ハ 志願する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く。）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者（平成16年3月31日現在）

## 3 出願手続

### (1) 志願書等の用紙の交付

平成15年5月28日（水）から教育庁義務教育課教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、160円切手をはった角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

### (2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの（(ロ)、(ハ)、(ニ)は切り離さないこと。)

(イ) 志願書 (ロ) 受験票 (ハ) 保健体育実技試験選択希望記入票（中学校及び高等学校の保健体育を志願する者のみ記入） (ニ) 第一次選考試験結果通知書 (ホ) 受験者登録票

(ヘ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通（郵便番号、あて先を明記し、下宿、借間等の場合は 方と詳記し、80円切手をはること。)

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次試験当日持参すること。)

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

(ロ) 免許状の写し（表裏両面を複写したもの）又は免許状取得見込証明書

(ハ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通

(ニ) 履歴書（用紙は、市販のものを使用し、志願書と同じ写真をはること。）1通

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                                          | 受 付 時 間      | 提 出 先                                              |
|--------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------|
| 平成15年6月2日(月) から<br>同 13日(金) まで<br>(土曜日及び日曜日を除く。) | 午前9時から午後5時まで | 〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号<br>山形県教育庁義務教育課教員採用<br>担当 |

- イ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成15年6月13日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- ロ 封筒の表に「志願書等（小、中、高、盲・聾・養護学校、養教の別を記入すること。）在中」と朱書すること。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

| 期日                                                                          | 志 願 校 種 ・ 職                                                                                                                                                                                                                             | 試 験 場                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成<br>15<br>年<br>7<br>月<br>23<br>日<br>(水)<br>及び<br>7<br>月<br>24<br>日<br>(木) | 小学校の教諭<br>盲・聾・養護学校小学部の教諭<br>中学校保健体育及び中学校技術の教諭<br>高等学校保健体育の教諭                                                                                                                                                                            | 山形中央高等学校<br>山形市鉄砲町二丁目10番73号<br>(電話 023(641)7311) |
|                                                                             | 中学校音楽の教諭<br>高等学校音楽の教諭                                                                                                                                                                                                                   | 山形北高等学校<br>山形市緑町二丁目2番7号<br>(電話 023(622)3505)     |
|                                                                             | 中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭<br>(一般選考のほか、社会人特別選考によるものを含む。)<br>盲・聾・養護学校の中学部の数学及び理科の教諭<br>高等学校の国語、「日本史・世界史」、地理、公民、数学、物理、<br>化学、生物、農業、英語及び看護の教諭（一般選考のほか、社会人<br>特別選考によるものを含む。）<br>高等学校の電気及び機械の教諭及び助教諭（一般選考のほか、社<br>会人特別選考によるものを含む。）<br>養護教諭 | 上山明新館高等学校<br>上市市仙石650<br>(電話 023(672)1701)       |

ロ 試験科目及び内容

- (イ) 面接試験（集団面接）
- (ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

| 志願<br>校種・職 | 試験内容          | 筆 記 試 験       |            | 実 技 試 験                                                                                                                                                          |
|------------|---------------|---------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |               | 教養等           | 教 科 ・ 科 目  |                                                                                                                                                                  |
| 小 学 校 教 諭  | 教職教養・<br>一般教養 | 小 学 校 の 全 教 科 | 水泳（25メートル） | 音楽<br>・ 新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすること<br>・ バッハ作曲インベンション（2声）の4番<br>（二短調）をピアノ演奏すること<br>・ 次の歌唱教材の中から任意の1曲を選び、<br>指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）<br>「赤とんぼ」「花の街」「荒城の月」「夏の思<br>い出」「浜辺の歌」「早春賦」 |
|            |               |               |            |                                                                                                                                                                  |

|                                 |          |     |                                             |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------|----------|-----|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一<br><br><br><br>選<br><br><br>考 | 中学校教諭    |     | 同上                                          | 出願した教科                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意曲...歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を演奏すること(歌曲の場合は、伴奏しながら歌うこと)</li> </ul> 美術 当日指示するもの<br>保健体育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳(50メートル)</li> <li>・次の領域から2領域選択<br/>陸上競技、器械運動、球技(バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目)、武道(柔道、剣道のうち1種目)、ダンス</li> </ul> 技術 当日指示するもの<br>家庭 当日指示するもの<br>英語 英語による面接                                                                                                                         |
|                                 | 高等学校     | 教諭  | 同上                                          | 出願した教科・科目<br>物理、化学及び生物にあっては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。<br>電気及び機械にあっては、「工業基礎」及び「工業数理」を含む。 | 音楽 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすること</li> <li>・バッハ作曲インベンション(2声)の4番(二短調)をピアノ演奏すること</li> <li>・次の歌唱教材の中から任意の1曲を選び、指揮をしながら歌うこと(伴奏なし)<br/>「赤とんぼ」「花の街」「荒城の月」「夏の思い出」「浜辺の歌」「早春賦」</li> <li>・随意曲...歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を演奏すること(歌曲の場合は、伴奏しながら歌うこと)</li> </ul> 保健体育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳(50メートル)</li> <li>・次の領域から2領域選択<br/>陸上競技、器械運動、球技(バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目)、武道(柔道、剣道のうち1種目)、ダンス</li> </ul> 英語 英語による面接 |
|                                 |          | 助教諭 |                                             |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                 | 盲・聾・養護学校 | 教諭  | 同上                                          | 小学部は全教科、中学部は出願した教科                                                              | 小学部 水泳(25メートル)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                                 | 養護教諭     | 同上  | 養護に関する専門科目                                  | 当日指示するもの                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 社会人特別選考                         |          | 小論文 | 出願した教科・科目<br>電気及び機械にあっては、「工業基礎」及び「工業数理」を含む。 | 英語 英語による面接                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

八 日 程

| 日 | 時                   | 試験実施内容    | 日 | 時 | 試験実施内容   |
|---|---------------------|-----------|---|---|----------|
|   | 午前8時40分から<br>午前9時まで | 受付(生徒昇降口) |   |   | 集団面接(全員) |

|          |                         |                                   |          |                  |                                                            |
|----------|-------------------------|-----------------------------------|----------|------------------|------------------------------------------------------------|
| 7月23日(水) | 午前9時10分から<br>午前10時30分まで | 教職教養・一般教養<br>(一般選考の志願者)           | 7月24日(木) | 午前9時から<br>午後5時まで | 実技試験（小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者のみ）<br>時間及び会場等については7月23日に指示する。 |
|          | 午前10時50分から<br>午後0時40分まで | 小 論 文<br>(社会人特別選考の志願者)            |          |                  |                                                            |
|          | 午後1時50分から<br>午後5時まで     | 教 科 ・ 科 目                         |          |                  |                                                            |
|          |                         | 実技試験（小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者を除く。） |          |                  |                                                            |

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験（小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭に係るものを除く。）にあつては、午後0時20分までとする。

7月23日の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

| 期 日                    | 試 験 場                        |
|------------------------|------------------------------|
| 9月17日(水)及び<br>9月18日(木) | 山形県教育センター（天童市大字山元字犬倉津2515番地） |

ロ 実技試験は、小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作は絵や立体に表現するものとし、内容は当日指示する。

5 選考試験結果の発表

- (1) 第一次選考試験の結果は、9月上旬に本人あてに通知する。
- (2) 第二次選考試験の結果は、10月上旬に本人あてに通知する。
- (3) 採用は、平成16年4月1日以降とする。
- (4) 選考試験の可否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示

採用試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票若しくは本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に小学校、中学校、特殊教育諸学校及び養護教諭の受験者は教育庁義務教育課に、高等学校の受験者は高校教育課に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

| 試 験           | 開 示 内 容    | 開 示 期 日     | 開 示 場 所            |
|---------------|------------|-------------|--------------------|
| 第 一 次 選 考 試 験 | 総合ランクを開示する | 合格発表の日から1か月 | 山形県教育庁義務教育課及び高校教育課 |
| 第 二 次 選 考 試 験 |            | 合格発表の日から1か月 |                    |

7 その他

- (1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、無効とする。
- (2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること。
- (3) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。

(4) 不明な点については、教育庁義務教育課(電話023(630)2864)又は高校教育課(電話023(630)2863)の教員採用担当に問い合わせること。なお、インターネット上でも受験等に関する情報を提供している。

<http://www.pref.yamagata.jp>

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤       | 正        |
|------------|------------|-----|------|---------|----------|
| 平成15. 3.31 | 号外(21)     | 1   | 下から7 | 法21条の17 | 法第21条の17 |
| 同          | 同          | 同   | 下から5 | 法21条の20 | 法第21条の20 |
| 同          | 同          | 同   | 下から3 | 法21条の20 | 法第21条の20 |